

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成 19 年度賃金確定要求書に対する回答交渉（2 回目）
交渉日時 平成 19 年 11 月 20 日（火） 15 時 10 分～17 時 30 分
交渉場所 あんしん館 3 階大会議室
交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長 谷口参事 宇野課長 本城主幹 蒲原係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等計 13 人

概 要	組合側と 11 月 13 日の回答交渉に引き続き、詳細な交渉を行った。
組合側の主張	<p>人事院勧告においては、官民較差 1,352 円、0.35%アップとしているが、国の給料表どおりで宇治市に当てはめると、どれほどの改定となるか？官民較差相当額が配分できていないのであれば、差額を全職員に配分すべき。国の給料表を使用するのではなく、宇治市独自の給料表を作ったらか？</p> <p>人事院勧告に準じた官民較差分を支給しないのであれば、人事院勧告に基づいた地域手当を、国基準の 6%へ段階的に下げる回答を撤回すべき。</p> <p>前歴是正を 66%から 75%への改善要求に対し検討はしたのか？前歴対象者は何人ほどいて、是正した場合の財源はどのくらいになるのか？</p> <p>国は 3 級以上は役職加算対象であるが、3 級の一部しか適応していない。昇給ストップ層に対する役職加算についての検討と合わせ考慮すべき。</p> <p>特別交付税のペナルティとして、地域手当が関連しているとのことであるが、内容と法規定の有無について説明願いたい。</p> <p>宇治市の地域手当 6%の根拠について説明願いたい。</p> <p>いままでの当局側は、人事院勧告を原則基本とした上で、場合によれば宇治市の実情を考慮し対応してきた。人事院勧告の地域手当支給率の算定根拠が不明確で矛盾が多い中では、国に対する当局側の基本的姿勢を明確にしない限り、組合合意は有り得ない。</p> <p>今回は、当局側の基本的姿勢を明確にした上で、地域手当、前歴是正、昇給ストップ層に対する整理、通勤手当、臨時・嘱託職員の給与及び勤務条件について交渉する。</p>
当局の主張	<p>宇治市は 623 円になる。人事院勧告の 1,352 円の引上げの内、560 円が地域手当の配分となっている影響によるものと考えられる。人事委員会を持たない宇治市においては、独自の給料表の作成は困難。給与全体で考慮していきたい。</p> <p>国基準どおりに条例で明記していないと、国から地方に配分される特別交付税のペナルティがあると聞き及んでおり撤回は困難。</p> <p>前歴対象者は全職員のうち 2/3 程度。財源については、次回に回答する。しかし、ラスパイに影響するため困難な状況である。</p> <p>3 級全員を役職加算対象にするには、対象年齢を 2 歳程度引き下げないといけないが、今年 4 月より実施している給与構造見直しは若年層に配慮した内容になっているため、対象拡大は考えていない。昇給ストップ層への配分については考慮していきたい。</p> <p>平成 19 年 3 月 20 日付の総務省令において、国基準を上回った地域手当の額</p>

	<p>を、特別交付税の控除要件とすることとなった。平成 18 年度は、東宇治地域の官署が京都市と同じく地域手当支給率 10%であったため、宇治市へのペナルティはなかったらしい。ただし平成 18 年度限定である可能性が高い。総務省へ確認したが、「地域手当の根拠となる賃金水準については厚生労働省の統計である賃金センサスを参考としており、その資料を公表することは目的外使用となるため、見せることはできない」とのこと。したがって国基準の詳細な内容については分からない。次回までに検討する。</p>
--	---